


平成29年 9月 / 日

茨木市議会議長 上田嘉夫 様

茨木市議会議員 米川勝利 

事 務 所 届


私、米川勝利) の政務活動の拠点は、下記のとおりです。

記

1. 事務所所在

茨木市 中津町17-27 宏栄荘201

事業用賃貸借契約書 (事務所)

貸主  (以下「甲」という。) と借主 米川 勝利 (以下「乙」という。) は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	宏栄荘 2階 201号室		
	所 在 地	(住居表示) 茨木市中津町17-27		
		(登記簿) 茨木市中津町370番地7		
	構 造	木造瓦葺 2階建 全(8)戸		
	種 類	店舗・共同住宅	新築年月	昭和53年 6月 1日
面 積	賃貸部分2F約25.33㎡			
附 属 施 設	無し			


頭書(2) 事業内容

議員事務所

頭書(3) 契約期間

平成26年 1月 25日 から 平成28年 1月 24日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	平成26年 1月 24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 円 40,000円 (消費税込)	管理・共益費	月額 円 0円 (内消費税等)	家財保険料	
礼 金	円 550,000円	支払方法	賃貸契約時一括払い	附属施設料	月額 円 (内消費税等)
敷 金	円 600,000円	支払方法	頭書(8)特約事項第2項に記載		
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を前月末日まで			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込				
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	-

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理者	商号又は名称	貸主と同じ
-----	--------	-------

住所		TEL	
----	--	-----	--

賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣 () 第 号
------------------	----------------

全国賃貸不動産管理業協会会員番号	国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
------------------	------------------------

管理担当者	氏名	(貸主) (借主) (管理士: 登録番号)
-------	----	-----------------------

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

2年毎の自動更新

頭書(8) 特約事項

<p>1. 賃貸物件内における造作・設備等(平成26年1月24日現在)については現状有姿にて引き渡す。尚、設備について、メーカー保証が有る場合にはその保証によるものとし又、保証期間が過ぎた以後に於ける点検、修理、交換の要有る場合においても、その費用は全て乙の負担とする。</p> <p>2. 敷金の支払い方法。敷金¥60万円について、10回の分割支払いとすることを甲は承諾する。第1回の支払日は平成26年1月末日と定め¥6万円を支払うものとしそれ以後は毎月末日までに同額を支払うものとする</p> <p>3. 敷金¥60万円については、本契約が終了し賃貸物件の完全な明け渡しが完了したとき甲は乙にその全額を無利息にて返還するものとする。但し、平成28年1月24日まで本契約を継続することを条件とする。当該期間内に乙の申し出による本契約解約の場合、及び本契約第11条に基づく契約解除の場合には、敷金¥60万円全額は甲の所得となり返還の義務が生じないことを乙は予め承諾するものとする。</p> <p style="text-align: right;">以下余白</p>

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所			
乙・借主	氏名	米川 勝利	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
保証機関				

	A	B
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社 ハウジングメイト
	代表者の氏名	代表取締役 原 勝巳
	主たる事務所所在地・TEL	茨木市園田町6番1号 072-632-2330
	免許証番号	大阪府知事(7)第 31637号
	免許年月日	平成24年 10月 6日
宅地建物取引主任者	氏名	原 勝巳
	登録番号	(大阪) 第 号
	業務に従事する事務所名	株式会社 ハウジングメイト
	事務所所在地 TEL	茨木市園田町6番1号 072-632-2330
	主たる事務所所在地・TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)に記載のとおりとする。
2 甲及び乙は、頭書(7)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。
3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

~~(共益費) 第4条全文抹消~~

~~第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。~~

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

~~(保証金) 第6条全文抹消~~

~~第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の1ヵ月分相当額を差し引き、返還するものとする。
4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければ~~

~~ばならない。~~

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。
3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヵ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
三 騒音等の迷惑行為を行うこと。
四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。
五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
 - その他費用が軽微な修繕。
 - 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
 - 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。
 - 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき。
 - 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実が重大な虚偽であったことが判明したとき。
 - その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
 - 銀行取引の停止。
 - 破産手続きの開始。
 - 民事再生手続きの開始。
 - 会社更生手続きの開始。
 - 特別清算手続きの開始。
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 第7条の確約に反する事実が判明したとき。
 - 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して 1ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から 1ヵ月分の賃料を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して 1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 - 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む)を甲に返還しなければならない。
 - 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情

があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

- 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに入立ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 賃料等支払い方法の変更。
 - 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条1項の定めに従うものとする。
 - 長期に休業するとき。
 - 連帯保証人の住所氏名緊急の連絡先その他の変更。
 - 連帯保証人の死亡又は、解散。

(延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり) %の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

- 第18条 (A) 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

- (保証) 第18条(B)全文抹消
- 第18条 (B) 本契約は、~~が提供する機関保証(以下、機関保証)により、乙の債務を担保するものとする。~~
- ~~機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するた~~
 - ~~めに必要な手続きをとらなければならない。~~
 - ~~乙が前項の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により機関保証が利用できない場合は、本契約は~~
 - ~~成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(8)記載の契約の始期から本物件を明渡しまでの間の賃料相当額を負~~
 - ~~担しなければならない。~~
 - ~~前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合には、前項の規定にかか~~

~~ならず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有
効に成立したものとみなす。~~
~~5 前項の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。~~

(免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責に
よらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責
を負わないものとする。

(協議)

第20条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他
の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡
易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第22条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。

(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

項目	広報・広聴費
実施年月日	平成29年 4 月 18 日
金額	5,986 円
内容	つながりだより郵送費
支払先	日本郵便株式会社
支払年月日	平成29年 4 月 18 日
出納簿記入	記入済
摘要	

領収書
毎度ありがとうございます
米川 勝利 様

〔販売〕
浮世絵シリーズ第5集 82円 3枚 ¥246
星の物語シリーズ第5集 820円 7枚 ¥5,740

小計 ¥5,986

課税計 ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥5,986

△計 ¥5,986
□計 ¥6,006
お預り金額 ¥6,006
おつり ¥20

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時：2017年 4月18日 10:31
担当：[REDACTED]
発行No. 170418J0954 端N67箱01
連絡先：茨木大池郵便局
TEL:072-632-3534

郵便局からのお知らせ

ご注意
ください!
「レターパックなどで現金送れ」は
全て詐欺です。
レターパックで現金を送ることは郵便法違反です。

つながりだより Vol.14

発行責任者：米川勝利
茨木市薬田町15-29-205
TEL&FAX
携帯電話：070-5265-4371
メール



よねかわ しょうり 米川 勝利 プロフィール

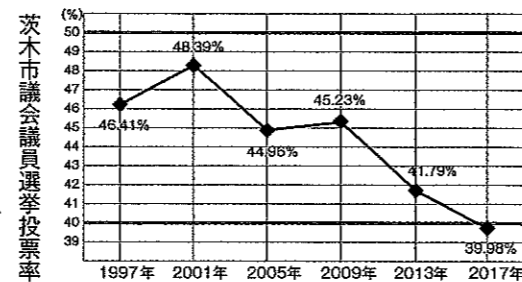
- ◇ 1986年、茨木生まれ茨木育ち
めぐみ幼稚園、大池小学校、
東中学校、茨木高校出身
同志社大学政策学部卒業
- ◇ 同志社大学大学院
総合政策科学研究科
博士前期課程修了
- ◇ 2013年1月 茨木市議会議員選挙
2926票いただき、初当選
- ◇ 2014年10月
同大学院博士後期 課程退学
- ◇ 2017年1月、2期目当選
- ◇ 所属
文教常任委員会(副委員長)
議会運営委員会

詳しいプロフィールはホームページ
<http://s-yonekawa.net/>
ブログも更新中!

3779票いただき、当選！ 2期目 スタートしました！

1月15日告示、22日投開票の茨木市議会議員選挙は、定数28、立候補者43名で、投票率39.98%でした。前々回(2009年)、前回(2013年)と毎回低下しており、今回は過去最低の投票率となりました。

今回、私は3779票をいただいていたのでしたが、身の引き締まる思いです。引き続き、市民の声をカタチにするため誠心誠意頑張ってまいります。



有権者数	22万6,151人(前回21万7,389人)
最終投票者数	9万418人:39.98%(前回9万841人:41.79%)
当日投票	7万4,939人(前回7万7,881人)
期日前投票	1万4,635人(前回1万2,239人)
不在者投票	844人(前回721人)

◆ 2月臨時議会 議長・副議長をはじめとする役が決まりました

議長：上田嘉夫 副議長：松本泰典

会派名	議席	所属議員
茨木市民フォーラム	3	桂睦子、小林美智子、米川勝利
大阪維新の会	5	岩本守、大野幾子、塚理、萩原佳、長谷川浩
公明党	6	青木順子、大村卓司、河本光宏、坂口康博、篠原一代、松本泰典
自由民主党・絆	6	上田光夫、上田嘉夫、下野巖、辰見登、中内清孝、福丸孝之
日本共産党	3	朝田充、大嶺さやか、畑中剛
民進ネット	4	安孫子浩子、稲葉通宣、田中総司、友次通憲

※会派に所属しない議員：山下慶喜

※会派名、構成員氏名は50音順/敬称略

そもそも議会ってどんなところ？

原本は、市議会事務局で保管しております。

今回は、市議会の仕組みについて、概要をご紹介します。市議会は、選挙で選ばれた市民を代表する議員で構成され、予算、条例などを審議し、決定する機関です。

議会は図1のように、市長(執行機関)から提案されたことに対して議論をし、議決をします。

実際には、図2のような流れで審議をします。本会議とは、議案などを審議し、議会の最終的意思を決める会議です。原則として議員定数の半数以上の出席が必要です。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があります。常任委員会は民生・文教・総務・建設の4つのテーマに分かれて審議されています(各委員会7名)。

定例会は年に4回あり、3・6・9・12月に行われます。茨木市の1年間の予算は3月に決めます。

1年間を通しての流れは図3をご覧ください。

図1 地方の政治制度

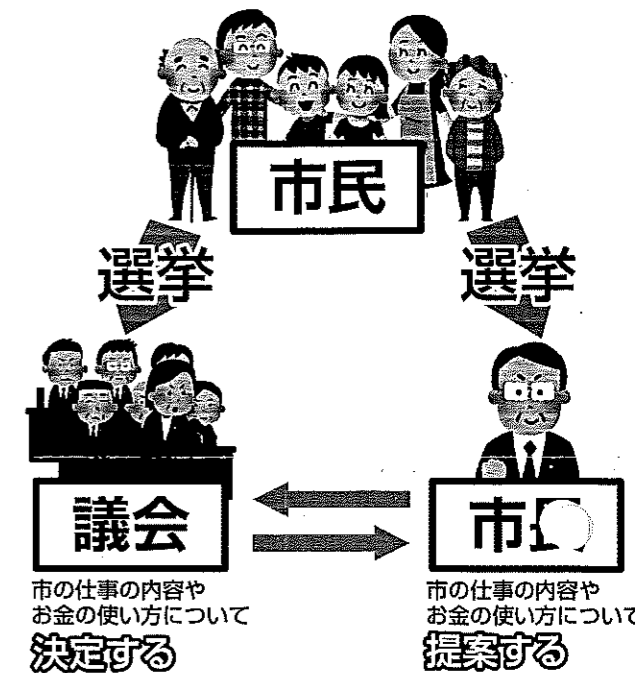
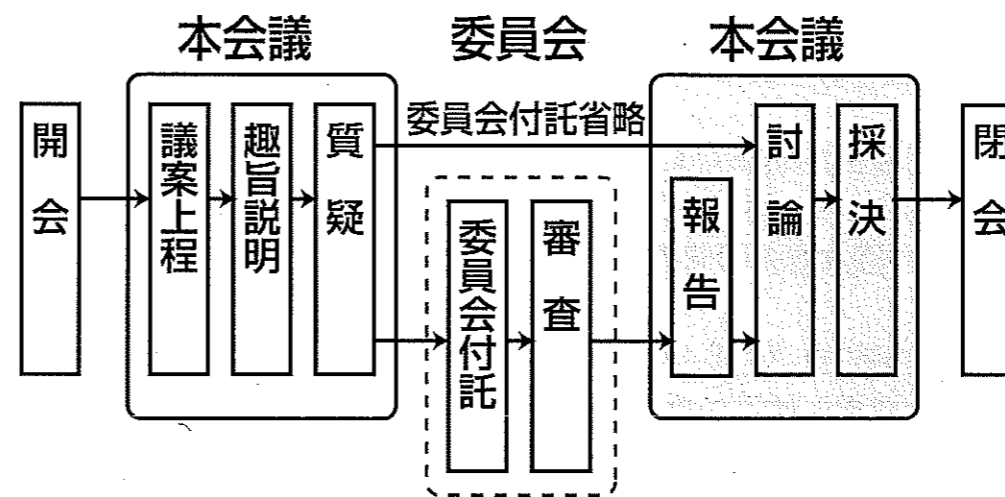


図2 定例会の流れ



委員会室



2016年の代表質問

図3 茨木市議会の1年の流れ



※開会前、会期中に議案説明、幹事長会、議会運営委員会

本会議、委員会は傍聴できます。本会議についてはインターネット中継(生中継と録画中継)もあります。詳しい議会の日程は茨木市議会のホームページをご覧ください。



(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成29年 5 月 2 日
金 額	30,000 円
内 容	5月分事務所家賃
支 払 先	[REDACTED]
支 払 年 月 日	平成29年 5 月 2 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証

米川勝利

様 No. _____

★ 740,000,-

内 訳
 現金 _____
 小切手 /
 手 形 /
 消費税額等(%) _____

但 H29年5月分家賃代金

H29年5月2日 上記正に領収いたしました



(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	広報・広聴費
実 施 年 月 日	平成29年 5 月 15 日
金 額	15,000 円
内 容	つながりだよりVol.15デザイン費
支 払 先	[REDACTED]
支 払 年 月 日	平成29年 5 月 15 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領収書 Receipt	2017年 5月 15日
米川勝利 様	
※ ￥15,000-	
<small>上記金額正に領収しました。</small>	
<small>但し、つながりだより Vol.15 デザイン費用として</small>	
[REDACTED]	TEL: [REDACTED]

米川の本会議質疑2項目

原本は、市議会事務局で保管しております。



3月議会の大きな流れとしては、市長の施政方針演説→それに対する各会派代表質問→予算等の議案審議(本会議質疑)→委員会審議(質疑)→採決という流れです。私の属する無所属議員の会派「茨木市民フォーラム」からは小林美智子議員が代表して質問をしました。

※発言通告一覧はこちら。 <http://www.city.ibaraki.osaka.jp/shisei/gikai/hatsugentuukoku.html>

1. 子ども・若者支援推進のため機構改革を

昨年に続き、茨木市民フォーラムは代表質問の中で、「子ども・若者支援はこども政策課を中心として、福祉部門、教育委員会との役割分担が欠かせない。子ども・若者に関わる問題が多様化している今、教育委員会に属している青少年課のあり方の検討が必要」と質してきました。子ども・若者支援は喫緊の課題であると米川は考えているため、本会議質疑で深掘しました。

◇ポイント：市民ニーズに対応し、課題解決できる行政組織体制(機構)になっているか

青少年課設置の背景には非行問題が大きく影響していた。しかし、1985年以降、非行問題は沈静化。その後、時代とともに社会状況は変わり、子ども・若者の抱える問題は複雑・多様化した。約40年前に設置された青少年課の非行問題解決の大半はなくなった。ましてや子ども・若者支援は現在「こども政策課」が中心となって担っている。これでは子ども・若者問題を効果的に解決するための行政機構となっていない。よって、以下の質疑をした。

Q. 米川の質疑

効果的な支援推進のため、こども政策課と青少年課を子ども・若者課に統合するなど機構改革が必要だと考えるが、市の見解はどうか。

A. 副市長答弁

これまでから関係各課による連携により進めてきたが、課題を認識し、教育委員会とも調整しながら、さらに実効ある体制を構築するため、機構のあり方を研究していく。

※子ども・若者支援とは？

ひきこもり・ニート・不登校等、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者やその家族の支援をするため、教育・福祉・保健・雇用等の分野で、公的支援機関とNPO等民間団体が一体となって行う個々の状況に応じた総合的支援。

内閣府HP <http://www8.cao.go.jp/youth/index.html>



2. 高齢者の安全・安心(消費者安全)確保を

Q. 米川の質疑

茨木市内での特殊詐欺被害が2015年で37件、約6131万円だったのが、さらに2016年は64件、約1億2818万円にのぼっている。このことから、消費者、特に高齢者の安全・安心確保が必要を増しており、地域の負担増にならない形で、消費者安全確保地域協議会の機能を市が導入すべきと考えるが、いかがか。

A. 市民文化部長答弁

本市では地域ごとに地域福祉ネットワークが設けられ、福祉的な側面から活動されており、消費生活上の安全に関しても一定の見守りができていると考えている。今後、更に連携を進め、高齢者、消費者被害を防止し、安全・安心を確保するための組織については、研究する必要があると考えている。

※その他、文教常任委員会でも質疑を行いました。詳しくは議事録をご参照ください。
<http://www.kensakusystem.jp/ibaraki/index.html>



3月議会報告

1年間の予算の使い道を決める大事な議会です。皆様からお預かりした大切な税金は、やりくりをしながら、必要となる必要なお金を配分していきます。

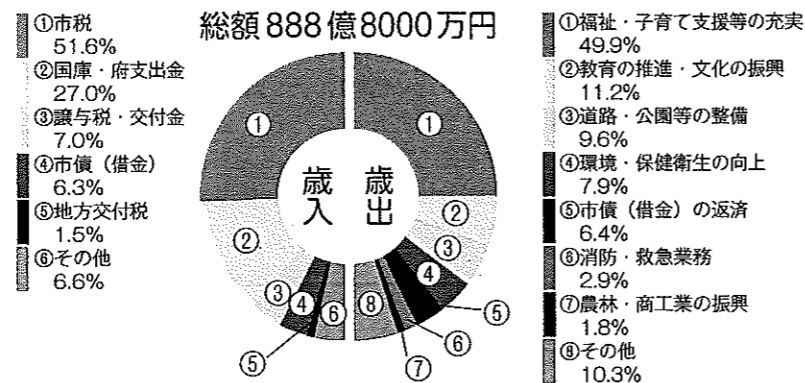
よねかわ しょうり
米川 勝利 プロフィール

- ◇ 1986年、茨木生まれ茨木育ち
めぐみ幼稚園、大池小学校、
東中学校、茨木高校出身
同志社大学政策学部卒業
- ◇ 同志社大学大学院
総合政策科学研究科
博士前期課程修了
- ◇ 2013年1月 茨木市議会議員選挙
2926票いただき、初当選
- ◇ 2014年9月
同大学院博士後期課程退学
- ◇ 2017年1月、2期目当選
- ◇ 所属
文教常任委員会(副委員長)
議会運営委員会

詳しいプロフィールはホームページ
<http://s-yonekawa.net/>
 ブログも更新中!

2月17日に議案説明があり、24日に予算内示会、そして3月3日から議会は開会し、28日に閉会しました。
 新年度の予算は、「幸せあふれる未来へ」とつなぐ『今』必要なサービスの充実「魅力ある快適なまちへ」とつながる将来へのまちづくり「持続的発展を支える財政の健全性の確保」を基本とし、市長(行政)から提案されました。議会の本会議と委員会において審議しました。予算額と内訳は以下の表と円グラフをご覧ください。

区分	2017(平成29)年度 予算額	昨年度との比較 (増減率)
一般会計	888億8,000万	+1.3%
特別会計	617億2,368万	+2.8%
財産区合計	51億5,513万	-1.8%
健康保険事業会計	346億5,933万	+0.6%
後期高齢者医療事業会計	36億6,623万	+8.0%
介護保険事業会計	182億4,299万	+7.5%
下水道等事業会計	118億7,578万	+2.1%
水道事業会計	91億7,808万	+7.0%
合計	1716億5,754万	+2.2%



少子高齢化の影響により、社会福祉経費(※1)は2013(平成25)年で292億円でしたが、今年度予算は354億円に増加しています。こうした状況に加え、老朽化する公共施設について予防保全的な取り組みや駅周辺整備等の主要プロジェクト、保育所待機児童対策、空き家対策、認知症支援対策にも予算が必要であり、市民のみなさんの暮らしを守るため「ビルド&スクラップ」(※2)でやりくりに努めています。茨木の今と未来を見据え、しなければならないことと、少し我慢しなければならないことを取捨選択する市政運営が必要です。

※1 社会福祉経費：扶助費、国保・介護・後期高齢者給付金、後期高齢者療養給付費負担金の合計
 ※2 経常化する経費の累積による財政構造の硬直化を防ぐため、新規・拡充事業(ビルド)の財源は、既存事業や制度の見直し(スクラップ)により創出する取り組み。

◆新年度予算は賛成多数で議決されました(米川も賛成)。

その他、茨木市長等の政治倫理条例などの条例案も審議、可決しました。

詳しい予算の内容についてはこちら
<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/14/H29tousyoyosangaiyou.pdf>



(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

項目	事務所費
実施年月日	平成29年 5月 29日
金額	30,000 円
内容	6月分事務所家賃
支払先	[REDACTED]
支払年月日	平成29年 5月 29日
出納簿記入	記入済
摘要	

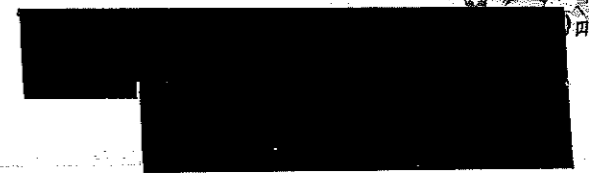
領収証 米川勝利 様 No. _____

★ 740,000-

内 額 _____
 現金 _____
 小切手 /
 手形 /
 消費税額等(%) _____

但 H29年6月分家賃代金

H29年5月29日 上記正に領収いたしました



※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成29年 6 月 26 日
金 額	30,000 円
内 容	7月分事務所家賃
支 払 先	[REDACTED]
支 払 年 月 日	平成29年 6 月 26 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証

米川 勝利 様 No. _____

★ ¥40,000.-

内 訳 _____

現 金 _____

小 切 手 /

手 形 /

消費税額等(%) _____

但 H29年7月分家賃代金

H29年 6 月 26 日 上記正に領収いたしました



(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成29年 7 月 31 日
金 額	30,000 円
内 容	8月分事務所家賃
支 払 先	[REDACTED]
支 払 年 月 日	平成29年 7 月 31 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証

米川勝利 様

No. _____

★ 740000-

内 訳 _____
 現金 _____
 小切手 / _____
 手 形 / _____
 消費税額等(※) _____

429年8月家賃代金

H29年7月31日 上記正に領収いたしました



(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成29年 8 月 28 日
金 額	30,000 円
内 容	9月分事務所家賃
支 払 先	[REDACTED]
支 払 年 月 日	平成29年 8 月 28 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証

米川勝利 様 No. _____

★ 740,000.-

内 訳 _____
 現 金 _____
 小 切 手 / _____
 手 形 / _____
 消費税額等(%) _____

但 H29年9月分家賃代金

H29年8月28日 上記正に領収いたしました



(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

項目	事務所費
実施年月日	平成29年 9月 27日
金額	30,000 円
内容	10月分事務所家賃
支払先	[REDACTED]
支払年月日	平成29年 9月 27日
出納簿記入	記入済
摘要	

領収証

米川勝利 様 No. _____

★ 740,000.-

内訳
現金
小切手
手形
消費税額等(%)

但 H29年10月分家賃代金

H29年9月27日 上記正に領収いたしました



(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成29年 10 月 25 日
金 額	30,000 円
内 容	11月分事務所家賃
支 払 先	[REDACTED]
支 払 年 月 日	平成29年 10 月 25 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証

米川勝利 様 No. _____

★ 74,000.-

内 訳
 現 金
 小切手 /
 手 形 /
 消費税額等(%)

H29年11月分家賃代金

H29年10月25日 上記正に領収いたしました



(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成29年 11 月 30 日
金 額	30,000 円
内 容	12月分事務所家賃
支 払 先	[Redacted]
支 払 年 月 日	平成29年 11 月 30 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証

米川勝利 様 No.

★ 40,000.-

内 訳
現金
小切手 /
手 形 /
消費税額等(税)

H29年12月分家賃代金

H29年11月30日 上記正に領収いたしました



(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成29年 12 月 27 日
金 額	30,000 円
内 容	1月分事務所家賃
支 払 先	[REDACTED]
支 払 年 月 日	平成29年 12 月 27 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証

米川勝利

様 No. _____

★ 74,000.-

内 訳

理 金

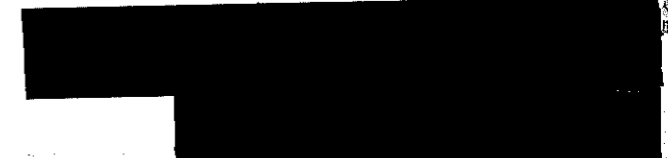
小 切 手 /

手 形 /

消費税額等(%)

但 H30年1月分家賃代金

H29年12月27日 上記正に領収いたしました



(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	広報・広聴費
実施年月日	平成30年 1 月 19 日
金 額	30,240 円
内 容	つながりだよりVol.17印刷費
支 払 先	株式会社グラフィック
支 払 年 月 日	平成30年 1 月 19 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領収証

お戻し先
〒5670841 tel: [redacted] 大阪府 茨木市桑田町15-29コンプレッション205

お問い合せ
送り状番号

代金引換額(税込)
30,240 円

消費税額等
2,240 円

米川勝利 様

2個

入金内訳
現金 円
商品券 円

〒6128305 tel: 05020180700 京都市 京都市伏見区下鳥羽3丁岸川町33

株式会社 グラフィック 竹田工場

印刷物

30年1月19日

商品および代金の内容に関するお問い合わせは上記宛先へご連絡下さい。
ヤマトフィナンシャル株式会社
本社 03(6671)0000

領収金額(税込)は、必ずしも、印紙税申告納付に付き、京橋税務署承認済

印紙税申告納付に付き、京橋税務署承認済

トピック

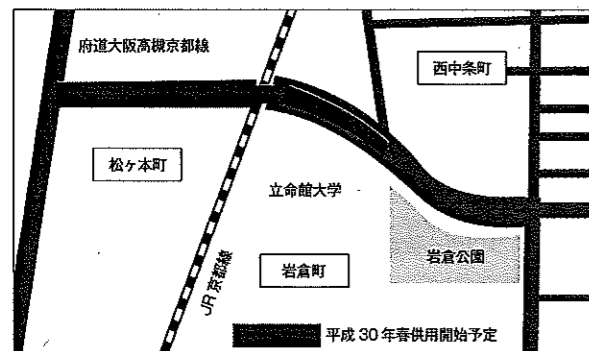
原本は、市議会事務局で
保管しております。

新名神高速道路開通

2017年12月10日、新名神高速道路の高槻ジャンクション・インターチェンジ(JCT・IC)～川西ICまでの間(延長26.2km)が開通しました。茨木千提寺ICから利用できます。

松ヶ本線アンダーパス歩行者部分開通

立命館大学からJRの線路下を進む松ヶ本線のアンダーパスは2018年3月に開通予定ですが、歩行者部分は2017年11月から通れるようになりました。



イオンで安威川ダムカレー

イオンスタイル新茨木店3階いばらき茶屋(中津町)にて、梅花女子大学とコラボした安威川ダムカレーが1月1日から700円で販売されています。



JR 総持寺駅 3月開業

いよいよ2018年3月17日にJR総持寺駅が開業します。摂津富田駅から新駅までは1.7km、新駅から茨木駅までは2kmです。安全設備として、可動式ホーム柵(二重引戸式)が設置されます。



市民会館跡地活用について

2017年12月に茨木市市民会館跡地エリア活用基本構想案が出されました。

基本構想案全文は市HPのこちらのURLをご参照ください。

QRコードからもアクセスできます。



<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/kikaku/menu/siminnkaikannatotikatuyougrou/39228.htm>



成人祭が行われました

1月8日、第70回茨木市成人祭が立命館大学フューチャープラザで行われました。例年通り、午前・午後に分けての開催でした。今年の新成人は2983人で、昨年より143人増です。

今後の議会の日程(予定)

◆2月臨時会

2月6日～8日

：議案審議、議会役員を選出について

※1月31日 幹事長会、議会運営委員会

◆3月議会

2018年度予算の審議等

訃報

2017年12月8日、茨木市議会議員の田中総司氏(65)が逝去されました。1985年に市議選初当選以来32年余り務めてこれ、議長、副議長、議会運営委員会委員長、監査委員など歴任されました。

私は、学生時代に議員インターンシップに参加しましたが、当時、田中議員も学生を受け入れておられ、田中議員とお話する機会が何度もありました。私が当選後にもお世話になりました。非常に温厚で、ロジカルで、冷静な方でした。残念でなりません。謹んでお悔やみ申し上げます。

(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

項目	広報・広聴費
実施年月日	平成30年 1月 22日
金額	36,812 円
内容	つながりだよりVol.17郵送費
支払先	日本郵便株式会社
支払年月日	平成30年 1月 22日
出納簿記入	記入済
摘要	

領収書
毎度ありがとうございます
米川 勝利 様

[別納引受]
第一種定形
@82 2通 15.0g ¥164

小計 ¥164
区内特別基(定)
@72 509通 15.0g ¥36,648

小計 ¥36,648
郵便物引受合計通数 511通
課税計 ¥36,812
(内消費税等 ¥2,726)
非課税計 ¥0

合計 ¥36,812
お預り金額 ¥40,012
おつり ¥3,200

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時：2018年 1月22日 13:55
担当：[REDACTED]
発行No. 180122R0555 端N67箱01
連絡先：茨木大池郵便局
TEL:072-632-3534



福岡県鯖江市での講演

よねかわ しょうり 米川 勝利プロフィール

- ◇ 1986年、茨木生まれ茨木育ち
めぐみ幼稚園、大池小学校、
東中学校、茨木高校出身
同志社大学政策学部卒業
- ◇ 同志社大学大学院
総合政策科学研究科
博士前期課程修了
- ◇ 2013年1月
茨木市議会議員選挙 初当選
- ◇ 2014年9月
同大学院博士後期課程退学
- ◇ 2017年1月、2期目当選
- ◇ 所属(2018年1月時点)
文教常任委員会(副委員長)
議会運営委員会



詳しいプロフィールはホームページ
<http://s-yonekawa.net/>
ブログも更新中!

新年あけましておめでとうございます。
本年は市制施行70周年に当たります。次なる茨木に向けて、
みなさまの声をカタチにするべく頑張っています。

◆ 12月議会報告

2017年12月議会は4日に開会し、15日に閉会いたしました。今回は本会議と委員会にて質疑をしましたが、紙面の都合上、委員会質疑の中から1つご報告いたします。裏面にはトピックを掲載しましたので、ぜひご覧ください。

◆ 文教常任委員会での質疑～中学校の制服代は高くないか？

2017年11月29日、公正取引委員会から「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」が出されました。全国の公立中学校の制服価格は上昇傾向にあり、この10年で男女の制服とも平均で5000円ほど高くなっているようです。公正取引委員会は価格の上昇は、学校と制服メーカー、販売店の関係や、取引方法が原因になっている可能性があるとして判断し、全国から抽出した公立中学600校への書面調査を実施しました(447校回答)。

その結果、学校は指定したメーカーや販売店を長年見直さず、慣習として取引を続けていたケースが多かったことや、競争が適正に働かず、価格が高くなっている可能性があるということがわかりました。また、学校や自治体の取組みで、平均で数千円安くなっているケースが確認されました。公正取引委員会は学校に期待する取組みとして、(1)制服メーカー及び指定販売店等の選定方法について、(2)制服の販売価格への関与について提言をしています。そこで、以下の質疑をしました。

市内中学校の制服の現状

(質疑で明らかにしたこと)

	最低価格	最高価格
詰襟	31,170円	36,500円
セーラー	22,780円	28,330円
ブレザー	男子38,540円	女子39,860円

メーカー：男子4社、女子2社
販売店：市内2店
※制服デザインは各校の判断
※2016年に平均2～3000円値上がり



Q. 米川の質疑

同じ詰襟、セーラーでも約5千円の差額があり、ブレザーは代金が約4万円になり、安いものではない。公正取引委員会の報告では、長年の慣行等があり447校中3割しか価格交渉を行っていないとされたことだったので、茨木市内で値上がり続けている制服代について、価格交渉をし、保護者負担の軽減を図るべきと考えるが、市教育委員会の見解を問う。

A. 教育委員会答弁

参事答弁：保護者負担を軽減できるように、示していただいた公正取引委員会の報告書の内容を参考に研究していきたい。
部長答弁：今回(の委員会で)、3人の委員(議員)から指摘をいただいた。制服はこれまでの伝統があるが、今後どういった検討をしていかなければならないのか、主体的に、十分校長と連携していきたい。

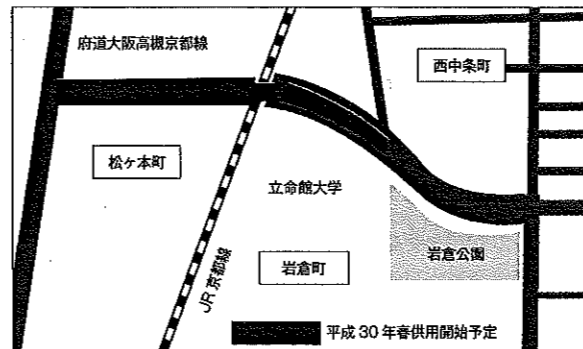
トピック

新名神高速道路開通

2017年12月10日、新名神高速道路の高槻ジャンクション・インターチェンジ(JCT・IC)～川西ICまでの間(延長26.2km)が開通しました。茨木千提寺ICから利用できます。

松ヶ本線アンダーパス歩行者部分開通

立命館大学からJRの線路下を進む松ヶ本線のアンダーパスは2018年3月に開通予定ですが、歩行者部分は2017年11月から通れるようになりました。



市民会館跡地活用について

2017年12月に茨木市市民会館跡地エリア活用基本構想案が出されました。基本構想案全文は市HPのこちらのURLをご参照ください。QRコードからもアクセスできます。

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/kikaku/menu/siminnkaikannatokitatuyougrou/39228.htm>



成人祭が行われました

1月8日、第70回茨木市成人祭が立命館大学フューチャープラザで行われました。例年通り、午前・午後に分けての開催でした。今年の新成人は2983人で、昨年より143人増です。

訃報

2017年12月8日、茨木市議会議員の田中総司氏(65)が逝去されました。1985年に市議選初当選以来32年余り務めてこられ、議長、副議長、議会運営委員会委員長、監査委員など歴任されました。私は、学生時代に議員インターンシップに参加しましたが、当時、田中議員も学生を受け入れておられ、田中議員とお話しする機会が何度もありました。私が当選後にもお世話になりました。非常に温厚で、ロジカルで、冷静な方でした。残念でなりません。謹んでお悔やみ申し上げます。

原本は、市議会事務局で保管しております。

イオンで安威川ダムカレー

イオンスタイル新茨木店3階いばらき茶屋(中津町)にて、梅花女子大学とコラボした安威川ダムカレーが1月1日から700円で販売されています。



ダムカレーカードより

JR 総持寺駅 3月開業

いよいよ2018年3月17日にJR総持寺駅が開業します。摂津富田駅から新駅までは1.7km、新駅から茨木駅までは2kmです。安全設備として、可動式ホーム柵(二重引戸式)が設置されます。



市HPより

今後の議会の日程(予定)

- ◆ 2月臨時会
2月6日～8日
:議案審議、議会役員を選出について
※1月31日 幹事長会、議会運営委員会
- ◆ 3月議会
2018年度予算の審議等

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成30年 1 月 24 日
金 額	30,000 円
内 容	2月分事務所家賃
支 払 先	[REDACTED]
支 払 年 月 日	平成30年 1 月 24 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証

米川 勝利 様 No. _____

★ 40,000,-

内 訳 _____
 現 金 _____
 小切手 / _____
 手 形 / _____
 消費税額等(※) _____

但 H30年2月分家賃代金

H30年1月24日 上記正に領収いたしました



(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成30年 2 月 28 日
金 額	30,000 円
内 容	3月分事務所家賃
支 払 先	[REDACTED]
支 払 年 月 日	平成30年 2 月 28 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証

米川 勝利 様

No. _____

★ 740,000.-

内 訳
現金
小切手 /
手 形 /

但 H30年3月家賃代金

H30年2月28日 上記正に領収いたしました



消費税額等(%)

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

項 目	事務所費
実 施 年 月 日	平成30年 3 月 28 日
金 額	30,000 円
内 容	4月分事務所家賃
支 払 先	[REDACTED]
支 払 年 月 日	平成30年 3 月 28 日
出 納 簿 記 入	記入済
摘 要	

領 収 証

米川 勝利 様 No. _____

★ ¥40,000,-

内 訳
 現金
 小切手 /
 手 帳 /
 消費税額等(円)

但 H30年4月分家賃代金

H30年3月28日 上記正に領収いたしました

